

会計 会社法

KAM、会社法上の規定は設けない方向

監査部会の議論次第で会社計算規則への規定を検討も意見は対立

要約

- ▶ 法務省、金融商品取引法でKAMが導入されても、会社法上具体的な規定を設けることは考えにくいとの見解。
- ▶ 現行の会社計算規則でも会計監査報告にKAMを記載することは可能。
- ▶ 議論の結果次第で会社計算規則に明記することを検討も、企業会計審議会の監査部会では意見が対立。

企業会計審議会の監査部会（部会長：伊豫田隆俊甲南大学共通教育センター教授）では、現在「監査報告書の透明化」について検討を行っている。

監査人が着目した虚偽表示リスクなど、監査上の主要な事項（KAM：Key Audit Matters）を監査報告書に記載する制度の導入を図る方向となっている。KAMとは、監査人が職業的専門家として企業の統治責任者とコミュニケーションを行った事項のうち、当期の会計監査において最も重要と判断したものである。

国際監査・保証基準審議会（IAASB）が2015年1月15日に公表した国際監査基準（ISA）701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」では、個々のKAMについて、①当該事項をKAMと決定した理由、②当該事項に対する監査人の対応、③財務

諸表に関連する開示事項があれば参照箇所を記載することとされている。

このKAMを導入する上で1つの論点となっているのが会社法上の取扱いだ。監査部会のこれまでの議論では、会社法監査にもKAMを導入すべきという意見とこれに反対する意見で対立している。

この点に関し法務省は、前提として会社法及び法務省令は会計監査や業務監査のあり方について多くの具体的な規定は設けておらず、基本的に監査の実務のあり方が会社法において規定する善管注意義務の内容に適宜反映されるという関係にあるとしており、KAMの記載との関係で、具体的な規定を設けることは考えにくいとしている。ただし、KAMの記載は現行の会社計算規則においても、「会計監査人の監査の方法及びその内容」（会社計算規則126条）に含まれると整理することができるとし、会社計算規則においてKAMに関する事項を追加しなくてもKAMの記載を会計監査報告の内容とすることはできるとの考えを示している。

なお、監査部会での議論の結果、会計監査報告の内容としてKAMに関する事項を加えるべきとされた場合には、会社計算規則においても会計監査報告の内容としてKAMに関する記載を加えるということを検討している。